

第50回横浜市発達障害検討委員会会議録	
日 時	令和元年12月23日（水）午後1時00分～午後2時55分
開催場所	教育委員会事務局花咲研修室303号室
出席者	渡部委員、平田委員、高木委員、小川委員、寺田委員、安藤委員、西尾委員、池田委員、坂上委員、中野委員
欠席者	なし
開催形態	公開
議 題	(1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申内容の検討経過について (2) 意見交換
決定事項	
議 事	<p>開 会</p> <p>（田辺係長）では、定刻になりましたので、ただいまから第50回発達障害検討委員会を開催いたします。私は本日司会を務めさせていただきます、健康福祉局障害企画課の田辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに本日の出席者数の確認をいたしたいと思っております。本日ご連絡をいただいておりますのが、渡部委員長と坂上委員がおくれていらっしゃるということで、現在、委員10人中8人ご出席となっております。横浜市発達障害検討委員会運営要綱の第7条第2項に規定されております委員の過半数を現時点で満たしていることをご報告いたします。</p> <p>（1）障害福祉部長あいさつ</p> <p>（田辺係長）では初めに、障害福祉部長の上条からご挨拶申し上げます。お願いします。</p> <p>（上条部長）障害福祉部長の上条です。年末のお忙しいときにお集まりいただき、本当にありがとうございます。改めましてきょうはどうもありがとうございます。ことしの6月に軽度な知的の遅れを伴う、あるいは知的の遅れを伴わない発達障害児・者に対する具体的な施策展開をどうすべきかということで、横浜市長から障害者施策推進協議会に諮問をしているところです。その諮問を受けて部会であるこの委員会でその検討をしてきているところですが、一旦、答申の期間を延長もさせていただいて、もう少し議論が必要だということでここまで来ているところです。この間、個別に訪問させていただいたり、メールでご意見を伺ったりということにも皆さんにご対応いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>この諮問のまとめということについて、きょうもご議論いただくわけですが、さまざまな課題がある中で十分時間がとれるかどうかということもありますが、一定の方向性は整理していければと考えております。本日も忌憚のない活発なご議論をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>（田辺係長）ありがとうございます。</p>

議 題

(1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申内容の検討経過について
(田辺係長) それでは、ここから議題に入っていきたいと思うのですが、ここから渡部委員長がいらっしゃったら渡部委員長にお願いすることとしまして、それまでの間、申しわけないのですが平田職務代理に議事進行をお願いしたいと思っております。では、よろしくお願いたします。

(平田委員) 委員の皆様、年末のお忙しい中ご参集ありがとうございます。では、渡部委員長が到着まで私のほうで司会進行をさせていただきます。

早速議事に入らせていただきます。まずお手元の資料の1から3につきまして、事務方からご説明お願いたします。

(佐渡課長) 年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。障害企画課長の佐渡です。私のほうから資料をご説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料1から3を横に広げながらごらんいただければと思います。資料1につきましては、今までご議論いただく中でさまざま案についてご意見をいただいたものを大項目の項目ごとに委員の名前を入れさせていただいて、どのような意見があったのかということをもとめさせていただいたものでございます。資料2につきましては、答申の構成についての案でございます。答申の構成そのものを少し、皆様のご意見をいただきながら変更した部分がございますので、この資料をつけさせていただいております。そして資料3ということで、具体的に本日ご意見をいただきたい部分につきまして資料をお配りしているところでございます。

少し検討の経過を振り返りたいと思います。諮問をさせていただいた後、十分な議論をとということで今年度いっぱいかけてこの答申案をご議論いただき、まとめていただく予定になっております。6月26日の検討委員会でご議論いただき、その後9月18日にも案についてご議論いただきました。9月18日は、前段1時間を検討会ということで議論の場にし、後半1時間は委員の皆様への意見聴取の時間ということでお時間をいただいたところでございます。その後、皆様からのご意見を踏まえながら案の修正を行いまして、11月8日にもメールにて意見照会をさせていただきました。最終的に皆様のご意見を踏まえた上で、先週火曜日の朝に送らせていただいたのが、今、机の上にある案ということになります。本日2点、大きな部分のご意見をいただきまして、最終的には2月12日の第51回検討委員会で最終版をまとめていただき、その後、障害者施策推進協議会、親会議のほうに報告をして、そこでも議論をいただきたいと考えているところでございます。

では、資料2をごらんいただければと思います。今回の答申の構成につきましては、第1章は「検討の前提」ということで、国の取組や本市の取組、それから、30年度の発達障害検討委員会の取組を記載する予定にしております。第2章

は、今後の発達障害施策の再構築に係る方向性ということで、30年度に皆様にご議論いただきまとめていただいた報告書の抜粋で、30年度の議論を振り返るということとを予定しております。

さらに今回、本日もご議論いただこうと思っておりますのが第3章になります。3章のつくりが、今まで報告書にございました6大項目・15小項目をご意見をいただいてまとめてきたところをございますが、各委員の皆様からさまざまご意見をいただく中で、そもそも論としてこの答申に係る総論、前提となる方向性をきちんと前段として書き込んだほうがいいたろうということになりました。

そこで総論、3章の1として、「「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について」で、発達障害の定義がどうなっているかとあわせて、この答申ではその中でどのような方々を対象とするのかということを変更して記載する必要があるだろうと。また、3-2、総論の2番目として「前提となる考え方」。具体的な施策をその後の各論で語っていただいているわけですが、それを述べるに当たって、その前提となる考え方を示したほうがいいたろうと。また、総論の3つ目として、「本答申の構成について」は、昨年度の報告書における項目を再掲しながらその項目ごとに具体的な考え方を示していくつくりになっています。この3つの総論を最初に載せたほうがいいたろうと考えております。

もちろん、それぞれの各論の中にもそのようなことは含まれてはいるのですが、前回、皆様にご議論いただいたときや、それから、昨年度の議論の中でR&Bという考え方があって、適切な時期に支援を行うことで明るい未来があるという理念に基づいて施策を考えていこうとなったのですが、それぞれの委員の皆様から、発達障害のある方々がその支援を受けるだけの存在ではないのではないかというご意見が共通して出てきたと思っております。障害のある方、発達障害のある方々の生きづらさというのは、個人の特性と社会との関係性で障害というものが生じるということ、社会モデルという考え方が根底にあるのではないかということや、多様性の尊重やインクルーシブな社会の実現を目指すということ、社会の側にも変わるべきことがあるということをございと総論のところでも語っておいたほうがいいたろうというふうに、委員の皆様のご意見を聞きながら感じたところをございます。

お手元にあります資料3で、この第3章の総論のところを少しご説明させていただければと思います。3-1「「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について」をございます。発達障害の定義は下の図面に出ておりますとおり、この図面は皆様もよくごらんになる厚生労働省のホームページにも出ておりますし、発達障害情報・支援センター、国立身体障害者リハビリテーションセンターのウェブサイトから引用しているものでございます。それぞれ発達障害のある方々が微妙に重なっているということがあったり、スペクトラムであるということをございと示している図ですけれども、それを改めて掲載することで発達障害の法律上の定義を明記しております。

2 ページ、裏面でございますが、「本答申における対象児・者」ということで、この答申では発達障害の方々のうち、この答申の対象者を軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者と定めるということで、改めてこの答申の対象者が誰であるかということをも文化させていただきました。

3-2 「前提となる考え方」ですが、ここに社会との関係ということを書かせていただいております。1 つ目には対象児・者の特性と生きづらさということで、発達障害の特性の一つとして認知構造や発達の仕方が定型発達と異なっている、それゆえに苦手なこと、得意なことの差が大きいという点を挙げた上で、2 段落目のところでございますが、しかし、特に今回の対象児・者は知的な遅れを伴わない、あるいは伴う場合でも軽度の方で、その特性が見た目では非常にわかりにくいことが特徴。それゆえに、本人の困り感や生きづらさが見過ごされたり、本人の努力が足りないと誤解されたりしがちだということだと思っております。

また、次の四角ですが、社会構造の変化と生きづらさの増大ということで、ここに現代社会の変遷を少し簡単に述べているのですけれども、近年は効率性が重要視されるようになって、多くの情報を短時間で処理しなければならないですとか、画一性が求められているということを書かせていただいております。近年の社会構造が変化する中で、2 ページの一番下の段落でございますが、発達障害の要因が本人の生活の質や精神状態に影響を及ぼしやすくなったのではないかとということを書かせていただきました。

次の3 ページ目ですが、3 つ目の四角としてインクルーシブな社会の実現に向けてということ、こういった社会の側が変わってきている中で、本人の生きづらさを解消するには、本人や家族への支援と並んで社会全体の意識のあり方に働きかけることが重要だと。認知構造や発達障害の仕方の違いは、全ての方々、誰もがそれぞれに多少は有しているものという中で明確に線引きできるものではなく、連続性を持っている。個性を障害にしないために、社会の中で人それぞれに独自の個性や価値観を持っていることが自然に受け入れられて、多様性が尊重されることが求められていると。また、少数派の意見や価値観を大切にすることで、誰もが参加可能な地域社会を目指していくことが重要と言えるのではないかと。これらを大前提の考え方として書かせていただきました。

このようにまとめたに至る委員の皆様のご意見ですが、資料1 に表形式で皆様のご意見をまとめてあります。全部をご紹介できないのですけれども、例えば大項目 I に対しての5 番目の池田委員のご意見。発達障害の個性を健常者が強み・弱みと名づけて、それらを理解しろと言っているような印象を与えるおそれがあるのではないかと。したがって、強み・弱みは絶対的なものではなくて、今の日本社会においては個性が強みにも弱みにもなるのだという、相対的なものであることがわかる文言がよいと思うというご意見をいただいております。

また、裏面の7 番の寺田委員からは、本人が自己決定しやすい環境整備を行うこ

とが重要ということ。また、失敗体験も含めて共有することが必要というご意見をいただきます。さらにその下の坂上委員からは、ソーシャルスキルのことに対して、価値観が一律のような文章になっていないかという危惧をご意見としていただきました。本人の特性を十分に発揮することができるような、多様な形の社会参加を促進する場や機会、及び支援体制を構築することが求められます。また、その下の12番の平田委員のお言葉で、Diversity（ダイバシティー）という表現も並記したいというご意見をいただいています。

ちょっと飛ばしますが、大項目VIの障害理解の促進・普及啓発。これは喫緊の課題ではありませんが、社会全体にどのようにアプローチしていくのかということが非常に重要な部分ではあるのですけれども、ここへのご意見につきましても、例えば1番目の池田委員からは、先ほどご紹介したのと同様に、発達障害者にも健常者と同じように強みも弱みもあるので、誤解が生まれないようなニュートラルなメッセージを発信していくのがよいと感じるというふうに書いてくださっています。また、池田委員の意見ばかり拾って申しわけありませんが、次の8番のところでも、多様性尊重やインクルージョンこそが大切というお言葉もいただいているところがございます。

今、例示に挙げさせていただかなかった委員の皆様からも同様のご意見を多数いただいておりますので、総論ということでこの3章の1、2、3の部分をきちんと明記した上でそれぞれの各論に入っていったほうがいいたろうと考えたところがございます。本体の4ページにつきましては、この本答申の構成を改めて記載しているところですので、ご説明は省かせていただきます。

本日は、この後のご議論で新たに加えましたこの3章の総論の部分について、委員の皆様から十分ご意見をいただきたいと思っております。それから、本体の5ページ以降、各論のところでは修正や追記をしたり、整理をし直したりしておりますので、こちらについても後半では事前に見ていただいているところを踏まえ、まだ足りないところ等がございましたらご意見をいただきたいと、ご議論を2部構成で分けてご意見をいただければと考えております。

なお、各論の部分、5ページ以降について一番大きいのは、それぞれの大項目のところにこの項目の視点、ポイントというのを新たに入れました。この項目が何を指して書かれているのか、何を重要と考えているのかということを変更して最初にポイントとして示すことで、この項目は何を伝えようとしているのかがわかりやすくなるかなということで追記したところがございます。

ご説明は以上でございますが、各論の部分につきましても先ほどの総論で述べたとおり、多様性を尊重できる社会であることが大切といった、社会への意識の働きかけの視点をそれぞれちりばめて修正したところがございますので、よろしく願います。ご説明は以上でございます。

（渡部委員長）ありがとうございました。遅くなって済みませんでした。それでは

バトンタッチさせていただいて、私がこの後進めさせていただきます。今、事務局のほうから、この後2部構成で議論を進めていくというお話がございました。それをこの後進めてまいりたいと思いますが、これまでのご説明を受けて、今の段階でご意見とご質問が何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では1点だけ、中間報告のときに検討経過みたいところが記載されておりましたけれども、そのあたりは最終的なおまとめのところにも記載されてくるのでしょうか。あと、ここにあった、気づきの促進と未来につながる支援というあたりのような書きぶりは、現在の案の中には確認できなかったような気がするのですが、そのあたりは最終的なまとめの中で記載されていくというようなこととして理解してよろしいでしょうか。

(佐渡課長) はい、そうでございます。本日の資料の2にございます第1章と第2章は本日資料としてお配りしておりませんので、第3章の総論とそれぞれの各論を本日は最終的にまとめる方向でご議論いただければと思います。

(渡部委員長) わかりました。

(2) 意見交換

(渡部委員長) それでは、ただいまから意見交換に入りたいと思います。2つのテーマに沿ってこの後、意見交換を行いたいと思います。まず1点は、繰り返しになりますけれども、資料3の1～4ページ、いわゆる総論の部分についてということになります。この内容は今回初めて委員の皆さんにごらんいただくこととなりますので、この部分に記載されている内容をご確認いただいて、答申に書き込むことにおいての過不足というところのご意見をいただきたいと思っています。きょうはここに前半の部分、一定の分量をとって意見交換を進めてまいりたいと思っております。

2つ目は、資料3の5～28ページにある各論の部分ということになります。6大項目・15項目について委員の皆様から非常に積極的な多くのご意見をいただきました。既に概略ということで、これまでの検討委員会の中でも示されている部分がございますが、改めて意見集約をとって全体を反映したものということになっております。この部分につきましては、後半の部分で一人一人の委員の方のお話をお伺いするような形で進めてまいりたいと思っておりますので、そういう形でこの前半の部分はまず意見交換のテーマで進めていきたいと思っております。

それでは早速、総論の部分についての意見交換ということで、そこに書かれている定義、さらには前提となる考え方ということ、答申の構成はこれまでの内容という形になりますので、このあたりについてこの報告書の全体を形どっていくものになるかと思っておりますので、ご意見あるいはお気づきの点について、どういった点でも

結構ですので、委員の皆様からお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。それでは、小川委員、お願いします。

(小川委員) 言いたいことはわからなくはないのですが、いろいろなところ、例えば、あちこちになってしまうかもしれませんが、インクルーシブな社会の実現に向けてのところ、認知構造や発達の仕方の違いは、誰もがそれぞれ有しているという。これは正確性という意味でというか、一方で、自閉症スペクトラム障害の認知構造の違いがありますよということを、定義として言っているわけですよね。一方で、ここで誰もが認知構造の違いを有しているというような、これは論理的に矛盾しているのではないかとということも含めて、どこがというわけではないのですが、正直なところ、非常に難しいところに足を踏み込んだなと思っております。

特に、社会構造の変化と生きづらさは我々もそうですよねというところで、必ずしもこれは今回テーマにする発達障害というところにとどまらない部分であると。とすると、これを発達障害のところ、ぎゅっと持ってきてしまうと、逆に誰でもそうですよねという話になってしまうから、何かもうちょっと、これを口火としてこのくらいにしておきましょうか。

先ほども言ったように、非常に言いたいことはわからないのではないのだけど、今回の答申等の前提となる部分としてこれを書いてしまったときに、今度どう施策に持っていくのかということとか、そのあたりのつながりみたいなことを、私は全く行政マンではないのですが、変なところを気にしております。そういうことも含めてどう直したらいいのかがまだ思い浮かばないのですが、文句ばかりで済みません、全体に踏み込み過ぎという感じがします。

(渡部委員長) 全体に踏み込み過ぎではないかということですね。

(小川委員) はい。

(渡部委員長) 私も作成するときに一緒に考えさせていただいたということがあって、そういう特性がこういう構造という中でより大きな影響を受けやすいということで、そういった意味で、さまざまな新たな施策が必要だという形に持っていきたいという気持ちはあったのですが、今のところ、例えば正確さがどうかと。先ほどの、認知構造や発達の仕方の違いを誰もがそれぞれ有しているということを書くことが、根拠としてどのくらい正確であるかを少し丁寧に考えていかなければいけないということ。あと、非常に難しいところに足を突っ込んだというあたりをもう少し言葉を足していただくことができたらということで、ほかの委員の方のご意見をいただく前に、そこを追加でご説明いただくことが可能であれば、お話しいただければと思います。

(小川委員) その辺が、いただいて何か違和感があるなと思いつつ、読んでも読んでも対案がうまく出てこない。一方で、言っていることが正しくないかということ、必ずしもそうではないし、必要なことは言っているのだなと思うし、渡部先生のおっしゃったようなことも確かにそのとおりですよなと思います。ですが、それ

が文書となり、こういう答申という形にまとまったときに、いろいろな方がお読みになるということも含めて考えたときに、繰り返しになりますが、対案としてこうしたらいいとは今はまだ読み込み切れていないところがあります。済みません。

(渡部委員長) ありがとうございます。今お話をいただいた違和感といいたいまいしょうか、もう一つというところを、改めて今回議論していくところにきょうの大きな意味があると思います。その口火を切っていただいたということになりますので、ぜひこの後、皆さんからいろいろとまたご意見をいただきたいと思います。ありがとうございます。

池田委員、お願いします。

(池田委員) 私もこれを読んだときに、今、小川先生がおっしゃった正確性というので気になったところがあります。特に社会構造の変化というところは、学術的な文章ではないと思うのですけれども、実感としてはあります。こういう人、昔だったら仕事が絶対あったのに、今だったらと。昔だったらあるのだからなみたいな感覚的にはすごくあるのですけれども、こういう文章で言うには根拠を持って言わないといけないのかなという印象はあります。そう思うと、画一的になっているから発達障害者が難しいのではないかと、なかなか科学的な根拠が難しいから、私が実感している印象と同じレベルの感じで大丈夫なのかなというか、そういう印象は受けました。

(渡部委員長) そのあたりが、小川先生がおっしゃる踏み込み過ぎという感じなのでしょうか。

(小川委員) 思いはわかるけれども、大丈夫なのかという違和感でしょうか。

(渡部委員長) もう少し、特に答申という形で出てくると、そのあたりの根拠というところを示して。

(池田委員) 示したほうがいい文章なのか、それとも、本当にさらっとみたいな位置づけでさらっと読んでもらえるものなのかがちょっとわかりませんでした。もし正確に突っ込んで読むなら、これはこの根拠を示さなければいけないのかなという印象というか、私もそこが、どんな位置づけでどんな読み方をしたらいいかというのがわかりづらかった感じはありました。

(渡部委員長) 事務局に少しそのあたりの書きぶりをお伺いしてもいいですか。

(佐渡課長) 確かに答申というからにはもう少し根拠、エビデンスが必要というところがあるかもしれませんが、さまざまな発達障害の研究をされている学術家の方々の著作物とかを見ると、これに近いようなことがる書かれているということもあり、こういう言葉遣いをしてしまっているところがあります。根拠をきちんと示したほうがいいということであれば、その辺を少し強化していかないといけないかなとは思っています。

(渡部委員長) 根拠といいたいまいしょうか、慎重にというところで、余り大きく飛躍的な話ということではなくて、そのあたりは書いていくときにかなり丁寧というか

慎重に書いていかないといけないというあたりはそのとおりかなと思うので、まずそこを受けとめたいなと思います。池田委員、ありがとうございます。今のようなお答えでどうですか。

それでは、安藤委員、お願いします。

(安藤委員) 私はさらっと読んだタイプなので、まず最初に、発達障害とはというところできちんと定義づけをした後で、その背景で全体としてと書いてくださったのはとてもよかったかなと、さらっと読みました。特に1番目の生きづらさのところと、その裏にあるインクルーシブな社会の実現に向けてというところで、キーワードとして例えば「多様性」というのも入れてくださったし、私が絶対入れてほしかった「インクルーシブ」も入っているので、すごくよかったなと思います。

そのこと以外にはつけ加えないほうがいいですか。

(渡部委員長) どうぞ。

(安藤委員) いいですか。1個だけつけ加えてほしいことがあります。生きづらさのところの学び方の違いを書いていないのです。私は自分がLDの専門だから余計そう思うのですけれども、学齢期以降も学び方が違うということで非常にその困難を抱えている青年、あるいは例えば具体的に言うと、ディスレクシアの青年たちの集いというのを自分たちで組織にした人たちがいて、そういう人たちがすごく、私のいる場所などに、エールを下さいと送ってくるのです。

つまり、そういう人は結構多いので、世の中は生涯学習社会なので、これからはさらに学齢期以降の方々の学びにくさも問題になってきて、もちろん義務教育の中では、実は行動の問題の背景に学びにくさが大きく左右していると私たちも思っているので、そういうことで学びにくいというか、学びの違いみたいなものも入れてくださるといいなというか、ぜひ入れていただきたいなと思いました。

(渡部委員長) ありがとうございます。平田委員、お願いします。

(平田委員) 発達障害の定義のところよろしゅうございませうか。ご存じのようにICD-11という時代になっておりますので、この発達障害の参考図を今回初めて入れていただいたのですが、いわゆるスペクトラムの考え方というのがICD-11にかなり色濃く反映されているところでもあります。実はこのスペクトラムという文言については、3ページのインクルーシブな社会の実現に向けてのところでは自閉症スペクトラムという文言が入ってきますが、発達障害の定義のところではこの図がICD-10の内容になってきますから、そこから変容しているのだというような記載があったほうがベターではないかと思えます。このあたりは、ご専門の高木院長のご意見はいかがでしょうか。

(高木委員) これを載せていくとすると、やはりこの参考図は少し古い考え方なので、例えばそういったことを引用して改変というような形で、自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害というところを、自閉スペクトラム症とかと現代の新しい考え方を少し入れてあるものを使うか、これを少し改変するかしてもいいのでは

ないかなとは思いますが。

それと、先ほどの前提となる考え方の社会構造は、発達障害の特性を語り、社会構造を語ってインクルーシブにしたいという三段論法なのだと思うのですが、基本的には今回なぜ、軽度知的障害から知的障害がない人たちをターゲットにするかという、最近この特性を持っている発達障害の方たちがすごく急増して見つかるようになってきていますが、そこに実は高機能の人がすごく見つかってきているのです。

だから、本当に重たい昔ながらの皆さんがよくご存じのザ・自閉症という感じの方よりもっとわかりにくい、一見本当に見えない、わかりにくいだけど社会の多様性の中で適応しなくてはいけない。でも、先ほど安藤先生がおっしゃったように、考え方、学習のスタイルが違うので、そういう面で生きづらくなったり適応しづらくなったりしているというので、この対象児・者の人を主体とした三段論法とかに持っていくことによって、社会の構造が出てきてしまうと論点が難しくなってしまうのだとしたら、今ふえている、本当に一般の社会の中に実はたくさんそういう方がいる時代になっているから、その人たちもインクルーシブにできるような社会の実現に何ができるかを考えないといけない、みたいな話に持っていくのはいかがかんと思ったりしました。

(渡部委員長) ありがとうございます。高木先生、参考図の改変とかというところは。

(高木委員) どうなのかわかりません。先生のほうが……

(渡部委員長) いや、この検討委員会で勝手につくってはいけませんよ。

(平田委員) ただ、この図に加筆することは差し支えないのではないかと思います。

(渡部委員長) それを書いてね。

(平田委員) ええ。このあたりがASDですよとか、注意欠陥のところを注意欠如というふうに引っ張るとかぐらいは問題がないのではないかと思います。

(小川委員) これはもともとICD-10ですか。

(渡部委員長) いや、10ではないです。

(小川委員) ADHDとLDの重なりのところは今の11なのですよね。でも、表記がちょっと違うというのは、何を根拠にしているかが逆にわからないなと思ったのです。

(渡部委員長) 私自身の捉えでは、これは多分、DSMⅢのRだと思っています。東大の栗田先生がその概念図を示したときにこのような枠組みを出されて、恐らくそのあたりを一部分ずっと継承されてきているのではないかという捉え方をしています。ですから、そのときには、今おっしゃったような今の考え方がそれほど色濃くなかったんで、まだ一部といいましょうか、そういった意味では出典がそういうところを参考にされるのであったら、改変ということとか今の実態に応じた形はや

はり必要かと思えます。

(高木委員) この日本語そのものが、ADHDもLDもちょっと古いです。ですから、この参考図はもしかしたら、今の一番新しいDSMVやICD-11を唱えてらっしゃるお偉い先生たちのところから新しいものを入れて載せていくのがいいと思います。これから答申になっていくので、もうちょっと探してみると新しいものはどこかにあると思います。全体的に定義の名前が、特に自閉症は定義づけがすごく変わったので、何か古いなという印象を素人の方でも持ってしまうかなという気はします。

(安藤委員) 私もそう思いました。これは教育的定義も同じですが、文科省が定義している発達障害のものは、平成16年以来変わっていません。多分、発達障害者支援法ではこれを根拠にしているので、勝手に変えてはまずいと思います。これを載せるか載せないかという、載せるとインパクトが強いので、ああそうなのか、横浜市はまだこんな古いことをと思われてしまうとまずいのですが、でも、根拠としては発達障害者支援法ではこれを根拠にしているし、文科省も古い言葉を使っている、広汎性発達障害という言葉もまだ残っています。

ただ、私が思ったのは、インクルーシブの後に、突然ここにスペクトラムのことが出てくるのです。そこのところで注釈で下に補足説明として、今では考え方が変容していて自閉症というのはこう考えられているとか、学習障害とかADHDとの合併のこともこういうふう考えられているとか、そういうふうに注釈で出すほうが、ちょうどここにスペースがあいているのでいいかと私は思っていました。

(渡部委員長) ありがとうございます。今のご意見をいただきながら、少しこのあたりの書き方のところは気をつけてやっていかないといけないなと思います。ただ、一方、高木先生から、いわゆる社会構造ということももちろんあるのだけど、やはり対象者像の大きな変化というあたりを中心にしてということ論を展開していくというご発言がありました。そういう展開の仕方もかなり望ましい部分があるのではないかと思います、このあたり何か追加でご意見とかがございましたらお願いできたらと思います。

一つ、いわゆる答申の基礎資料という中で、今回までの何回かの検討委員会が出てきた基礎資料みたいなものがございましたけれども、あのあたりは答申の中には付録というか、アペンディクスか何かで追加されるということでしょうか。

(佐渡課長) 報告書のときにも参考資料ということで、横浜市のデータのなことをかなり入れましたので、それはあわせて入れていったほうがよいとは考えているところです。

(渡部委員長) 今、高木先生から急増という特徴が、今回対象となるような実態の方々ということと、その見えにくさというのでしょうか、気づきにくさというのでしょうか、わかりにくさというあたりで、さらにしんどさを抱えているというようなお話がございまして、そのあたりも展開していくときに大きな考え方かなと思

ましたので、そのあたりは参考にさせていただくことがよいかと思いました。

西尾委員、お願いします。

(西尾委員) 前提となる考え方のところの、先ほどからの対象児・者の特性と生きづらさと、それからインクルーシブの社会の実現に向けての、真ん中の小項目「社会構造の変化と生きづらさの増大」のところですけども、確かに皆さんがおっしゃっているように、ここでいきなりすごく大風呂敷を広げてしまったというような文章の流れになっています。仮にこの2番目のことは大事な要素として載せていきたいということであれば、逆に生きづらさの背景にあるものとか、何かそういう社会構造の変化というのが主題に来てしまっているのでは、そこがすごく強調されてしまっている文章の流れになっているのかなと思います。逆に生きづらさの背景にどんなことがあるからこうなんだよねというような論法にしていくと、もう少し酌み取りがしやすくなるのかなと思いました。

(渡部委員長) ありがとうございます。寺田委員、お願いしていいですか。

(寺田委員) 違うことでもいいですか。

(渡部委員長) 全然いいです。

(寺田委員) インクルーシブの社会の実現に向けてということで、そのためには本人や家族への支援と並んで社会全体への意識のあり方に働きかけるということがここで書いてあるのですけれども、では、実際にVIのところでは何をやるのかといった細かい部分を見てみると、そう大したことが余り書かれていません。

(渡部委員長) それはVIのところではぜひ言っていたきたいです。

(寺田委員) そうですね、わかりました。

(渡部委員長) いや、そういうわけではないのですけれども、多分それぞれ、私自身もそうなのですが、気になることもあるかと思しますので、そのあたりは各論として、このあたりをということをご発言いただきたいと思います。

中野委員、いかがでしょうか。前提となる総論の部分で。

(中野委員) 正直言っていいかわからないのですけれども、発達障害ということが広まれば広まるほど、自閉症スペクトラムというところの差が見えなくなってきました。多分こういう言い方をすればあれなのですけれども、世の中ですごく困っていて、世の中ですごく適応が悪い人たちというのは自閉症スペクトラムの人であって、その中で合併症としてLDとかADHDを持っているというところがあります。うちの会でよく言うのですが、発達障害という名前がばーっと広がれば広がるほど、これって実は自閉症の問題なんだよというところが見えにくくなっているのかなというのが、いつもうちの会としては課題だなというところなんです。

もちろん発達障害者支援法があるので、発達障害というのを使うべきなのですが、やはり対象児・者の中に自閉症スペクトラム、もしくは自閉スペクトラム症というのを、大きくというかクローズアップしていただければわかりやすいかなとは思っています。その反面、世の中で発達障害、ないしは自閉症スペクトラムの人たち

の啓発が広がれば広がるほど、ちょっと厄介な人たちというイメージが広がりつつあるというところで、小川先生が言われたように、大風呂敷を広げることがいいかどうか、もちろん啓発と理解はちゃんとしていかなければいけないのが基本的にあつて、ここを着実にやっていかなければどうしても違うほうにいくかなという考えは、先ほど改めて思いました。以上です。

(渡部委員長) 本当に難しいところですね。まずご意見ということで。このあたりは非常にさまざまな問題がはらんでいるような感じがして、もともと発達障害の概念化ということに対しての課題もあったように思いますし、そういう中で結果的にそれぞれの特徴が見えやすくなったのか、逆に見えにくくなっていつているのかというあたりもあります。そういった意味では、できるだけ正確に伝えていかなければいけないということがあるのだけど、どう変えていけばいいのかは難しいところかなとは率直に思います。

坂上委員、いかがですか。

(坂上委員) 済みません、おくれて申しわけありませんでした。私もここはさらっと読み飛ばしていたのもあったので、皆さんのご意見でよろしいかと思っております。

(渡部委員長) それでは、高木委員、お願いします。

(高木委員) 今、発達障害という広い概念の中には、例えば特別支援学校でも7割方くらいは自閉症スペクトラム症の特性があったりするので、圧倒的に自閉症圏の人たちの考え方が主体にはなるのだけど、やはり読み書き障害がベースであつて、自閉症ではなくて明らかにLDという人や、明らかにADHDという人も社会では困っています。ですので、この横浜市の考え、答申を出していくに当たっては、逆に言うと、自閉症スペクトラム症だけに偏るのではなく、この図があるように、発達障害の中にオーバーラップもたくさんしています。自閉症スペクトラム症でLDでADHDの症状があるという人も多いのですが、自閉症だけに特化した考え方で進めることが、横浜市の療育センターもそうですけど、すごく自閉症にシフトした物の捉え方をされていて、それは本当にそうなのだけれど、それだけではないと思います。逆に言うと、LDの親の会の方がいらっしゃるように、本当にLDオンリーの方は周りが見えている分、生きづらさをより感じていらっしゃる方もおられるので、そこは発達障害という定義の中にいろいろな障害種がある、オーバーラップもある、二次障害もあるということで複雑になっているとは思いますが、ここでは広く扱っていいのかなと思っています。

(渡部委員長) 小川委員、お願いします。

(小川委員) 今までの流れとはちょっと違うのですが、最初ドラフトを見せていただいたときにいろいろ意見を出して、たしか池田さんがおっしゃっていたと思いますが、強みとかそれを余りにも強調し過ぎていると。ここでは得意と言っている。それがみんなに共通するものではないというあたりは大分トーンが落ちたかなとは

思うのですが、どちらを強調していくのかといったときに、やはり生きづらさというのは、苦手な部分が社会全体の構造とうまくマッチングしていない部分から生まれているということだと、簡単に言うとそういうことなのだろうと思います。得意な部分をどういうふうに強調すべきなのかというあたりがあります。

この間も、名前を失念してしまったのですが、ある自閉症のお子さんを育てたお母さんが、みんなうちの子を天才だと思っていると。ああ自閉症なんですか、じゃあすぐ天才なところがあるんですね、そういうところを伸ばしたらいかがですかということをしよっちゅう言われてきたけれども、実はその能力を伸ばせる人は、いわゆる定型発達の人の中ですぐれた人がいるのとある意味同じくらいの確率というか、ごく一部であると。本も出されたりしている人だったので、そのお話は、今までどちらかという得意な部分を伸ばすということが主に語られてきた部分もあると思うのですが、こういう考え方を実際持つ方もいらっしゃるんだなど。それは運動家ではなくて実務家、子育てを実務と言ったらおかしいですけども、まさに身近な存在で、実際子育てをされた中で実感したことなのだろうなと思ったことがあります。

トーンとしてはそこら辺も気をつけたほうがよくて、余り強み、強み、得意なところを伸ばして、それが結果的にうまく適応につながりますという論法は、全体として避けるというか、ちょっとトーンダウンしたほうがいいのではないかということとは感じております。大分是正はされていますけれども。

(渡部委員長) わかりました。よろしいですか。池田委員。

(池田委員) 1個だけ質問というか、私が理解が追いついていないだけかもしれないのですが、定義のところ、本答申における対象児・者は「伴わない発達障害児・者」という下線が引いてあります。これは狭義の狭い意味で診断をもらっているという意味なのかが、今、疑問に思っています。私としては、正式に医師に診断があってもなくても、支援の現場にいるとそういう傾向の人はたくさんお会いするので、やはり知識もいろいろあったほうが良いとも思っているのですが、ここでいう定義は診断をもらっている人なのでしょうかという質問です。

(渡部委員長) 何か事務局からございますか。

(佐渡課長) 診断ありきとは考えていません。

(渡部委員長) そのとおりに思うのですが、一方で施策ということ考えたときに、支援を受けるときの根拠としては、そういった何らかの発達障害ということの部分を前提とした上で、ここで検討されたものが実際に提供されていくことを考えると、そのあたり……

(池田委員) 未診断者も含むとか、そういったことを入れることで誤解が生まれずに済むなら、何かそういうこともあったほうが良いのか。そういうことではないのですか。

(西尾委員) 一応、支援法の中では疑いも含むということになっています。

(渡部委員長) でも、あくまでもその書き方を踏襲するということが一つの誤解のない形ですかね。

幾つかご議論いただく中で、全体的な書き方とかキーワード、あるいは留意しないといけない点が少しずつ具体化されてきたかとは思いますが、追加で何かご意見がありましたらお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。小川委員。

(小川委員) R&Bはこれの手前、2章で書かれるのですか。

(佐渡課長) そうです。2章で、前年度ご議論の中で。

(小川委員) そこで書かれると。

(佐渡課長) はい。

(小川委員) その前提のところが高機能の方、あるいは可能性のある方というところをあれすると、ここでも書いておいてもいいのかなと。いわゆる年齢的な早期発見・早期療育というか、早期対応ではないのだよということは、今回の一つ大きな転換点ではないかと思います。発達障害について、とにかく早く見つけて、早く説得して、専門機関につなげてという話ではないのではないかというのは一つ大きな転換点であって、そのためには各ライフステージで相談できるところをきちんとつくっていかなければいけないというところにつながっていくのではないかと思います。そのことについては、今回もちゃんと書いておいた前提として、そういうスタンスで施策を考えないとだめなんだよというのは、あくまでも前提なのではないかと思います。

(渡部委員長) 同感です。大体よろしいですか。それでは、ご議論いただいたということで、今回提示した資料に基づいて改めてご意見を踏まえつつ、最終的なまとめ、目標にまたかじを進めていくということできたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続いて、資料3の5～28ページになる各論のところになります。それぞれ委員の方々でお気づきの点があるかと思しますので、まず一人ずつ全体を確認いただいて、特にこのあたりというところについてご発言をいただきたいと思っています。2～3分くらいをめぐにお気づきの点をご発言いただきたいと思いますが、副会長さんは最後でいいですか。

それでは、特に根拠があるわけではないのですが寺田委員、先ほどの部分からご発言いただいてよろしいでしょうか。

(寺田委員) 私のほうで気がついた点で、最後の項目VIの部分なのですが、理解の促進・普及啓発という部分が、アプローチというかアクション、具体的なアクションを横浜独自に何か特別にやっているのかというと、そういうところは特に見られなくて、もっと大切なのは、幼少期の例えば学校教育において、どういう正しい情報と正しい判断、価値観を、幼児のうちというか学齢期からきちんと学んでもらうような支援をするかというような、目新しい何かトピックスみたいなもの、これぞ横浜みたいなものがあつたらすごくうれしいかなと。小さいころ一度聞いた

ことは多分忘れないと思うのです。だから、その辺がやはり必要なのかなと思いました。また思い出したら発言します。

(渡部委員長) そうすると、VI-1 もそうですし、2 のところもということで理解してよろしいでしょうか。

(寺田委員) そうですね。はい。

(渡部委員長) VI-2 のところですね。現状と課題、求められることという部分も含めてということですね。

それでは済みません、中野委員からずっとこういいいいですか。それともこういきましようか。それでは、高木先生いいですか。

(高木委員) 寺田委員がおっしゃっていたように、やはり普及啓発ということなのですが、療育センターの医者が言うのも何なのですが、学齢前期・後期という早くたくさんの方が受診なさるようになると、幼児期に早期発見して、どれだけ幼稚園・保育園と連携をとりながらやるかということに物すごく今、はっきり言うと医療以外の方たち、ワーカーさんや保育の方たちはかなりそちらにシフトしています。

もう一方では、学齢期にその分人数が、いわゆる幼児期に受診の人がふえているということは、学齢期が今のマンパワーでは手薄になっています。教育との連携も大事だし、学校の先生方とどういうふうにお子さんを理解して真っすぐ育つように連携していくかというところが、横浜は例えば通級と療育センターが一緒になって事例検討会をやったりという、ほかの地域にはないすばらしい取組もしています。そういったことから徐々に発展していく、いわゆる教育と医療や療育、福祉というのがいかに連携して特に難しい学齢期をつなげていくかということで、5年、10年後には成人支援の形も変わっていく可能性というのは多分、学齢支援だと思うのですが、何かその部分がここには全体的にとっても薄くて、教育の考え方が余り入っていないのです。私はそこで意見の中に、今、キャリア発達とかキャリア発達支援という考え方が新しく教育の中にもどんどん入り込んできていますが、そういったフレーズ、文言が一言も入っていないので、やはり教育との関連性とか学齢支援のあたりのライフステージに沿った部分はもっと見直していただけるとありがたいなと思いました。

(渡部委員長) ありがとうございます。確認ということで、資料でいけばIVの支援体制の強化で、特に2の教育と福祉との連携等によるというあたり、さらに学齢後期におけるという、特に2番を中心に取組を……

(高木委員) そうですね、2番・3番。

(渡部委員長) 2番・3番あたりのもう一つ……

(高木委員) 個人的には1番も大事なのですけど。

(渡部委員長) もちろん、1番はもう一定に書き込まれていることなのかなと思ったものですから、特に2番・3番についての書きぶりをもう少し丁寧にといいまし

ようか、充実した形でお願いしたいということによろしいでしょうか。

それでは、中野委員。

(中野委員) 私は1点、就労についてなのですが、今、世の中は障害者法定雇用率2.2%というのがあり、来年には今度2.3%になるのかもしれませんが、すごくいい面もあるのですけれども、それがすごく足かせになっている方々もいらっしゃいます。今の1週間20時間という枠組みだけではなくて、さらにもうちょっと超短期の就労というのがあれば。例えば、途中で発達障害かなということに気づいた方にもそういうところで、アルバイト的な形になるのかもしれませんが、短い短期の時間での就労があるといいかなと思います。そうでないと、水増し問題もことしいろいろありましたけれども、社会も法人も今後、障害者の人に当たっていかないと、どうしてもその法定雇用率を達成していけないということがあります。そこで、いわゆる発達障害の特性を考えると、短い部分での就労があってもいいのかなと最近思っています。とりあえず就労に関してです。

(渡部委員長) ありがとうございます。そういう意味では、あえて関連づけるというのは本意ではないかもしれませんが、28ページに就労の場というところがあって、そこに合理的配慮とか、得意なこと・苦手なことの理解もそうなのですが、できるだけ多様な働き方というのでしょうか、ちょっとうまく表現できませんけれども、そういう部分も目指していくべきだというあたりを書き加えることも必要ではないかと。

(中野委員) いわゆる地域共生社会という形で、特に企業から仕事をもらわなくても、高齢社会の中で高齢者のお手伝いをする、高齢者の担い手ということで、そんなに多額な時給をいただかなくても、ちょっとしたお手伝いという形で就労というのを体験できる場があってもいいのではないかとということで、就労の場の多様性というのあってもいいのかなと思います。

(渡部委員長) もしかしたら働くということかもしれませんね。働き方というのでしょうか。

それでは、小川委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(小川委員) まず、とても細かいところで、臨床心理士という言葉が幾つか出てくるのですけれども、これは今、文言として心理士のほうがよろしいのではないかとと思います。

あと、17ページの地域療育センターの機能の抜本的な見直しの項目については、もう少しすり合わせという言い方はおかしいですけど、「地域療育センター未利用児も対象とした専門性の高い障害児相談支援の充実」とありますが、未利用児は基本的にやれないと私は思っています。あり方検討との兼ね合いもありますので、もう一回この辺の文言はすり合わせをさせていただいてよろしいでしょうか。

また、「医療を前提としない、全専門職が相談機能を担う福祉型支援の充実」というのも、座りが悪いなという感じなので、済みませんが、これは本職のところ

もうちょっとと思っております。

あと、人材育成のところでは、0次支援についてご意見がどなたかから、0次支援はリスクがありますと、簡単に言うとそういうご意見があったかと思えます。それも含めて、私も民生委員・児童委員の方に何年か続けて研修会をずっとさせてもらったりもしているのですけれども、なかなか発達障害について、ああそうなんだというご理解はどうもいただけていないような話をしています。これは私の説明が悪いのかどうか、何回か研修をさせていただいても、すっとん落ちてはいないので。その辺も考えると誤解しているなということが多々見られます。やはり人材育成との兼ね合いと0次支援の考え方をもう一回見直すというか、慎重に考えたほうがいいです。

それと、私は意見に入れたのですけれども、ぱっと見た感じでは反映されていなかったのは、発達障害の特に高機能の方の支援についての専門性は、今までの延長線上ではないということを理解しないと。いわゆるローファンクショニングの方の支援の延長線上で捉えてしまうと失敗することが多いと私は思っています。その辺は皆さんのご意見もあると思いますけれども、人材育成の中にきちんと延長線上ではない人材育成、あるいはノウハウの構築をしていかなければいけないということに触れるべきではないかと思っております。以上でございます。

(渡部委員長) ありがとうございます。また後で全体的なということがありますので。それでは、坂上委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(坂上委員) 済みません、どこの項目というわけではなくて全体なのですがけれども、やはり学校もそうだし、社会の中で社会人として働いているお子さんの中でもそうなのなのですが、これだけ取り上げてもらって特別な配慮というか支援が進んでくれることも非常にありがたいのですが、普通に困っている人とか、そういった日常困っている人たちにもしつかり支援というか、助け合うという形のものがないといけないと思います。結局はたから見たときに、何となく特別扱い感がすごく出てしまうと風当たりが強くなったりとかして、その結果、支援をしてほしくても言えなくなったりという現状があるのかなと思います。社会の理解なのか、学校とか企業でそういった人たちをどう仲間として引き込んでいくかというやり方の部分で、もう少し丁寧に見ていただけるといいのかなと一つ思いました。

あとは、子供が生活していく中で、学校の時間はとても長くてとても大事ななど常々思っています。全体を読んだときに、もうちょっと現状とか、もうちょっと課題とかをしっかりと出して、通常の学級での配慮・支援というところを盛ってほしいなというのは正直あります。厳しい現状はよくわかりますけれども、そのような感じですか。以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。それでは、安藤先生。

(安藤委員) 特別支援教育の仕組みについてやや外側から見ていて、なかなか細かいところが不正確な部分もあるのではないかと申し上げたら、全部きちんと処理し

て説明してくださって、すごくわかりやすいものになってよかったなと思います。あえて瑣末なことで大変申しわけないのですが、2～3点気になったのは、例えば19ページが一番上にある特別支援教室ですが、個別支援学級は多分、制度的には対象にはなっていないと思います。ただ、私の見識が古いのかもしれませんが。

もう一つは、現実的には個別支援学級の方も利用している例が多分あるのだと思います。ただ、制度としては、特別支援教室は東京とはまた違う、平成16年に文科省の意向決定というか、文科省の言ったとおりに横浜はやったものです。あのときは一般学級を中心にしていただけなので、ここはチェックというか、もう一度正しいものを見てほしいです。

もう一つ、20ページが一番上から5行目の「学校では」の主語の下に、「個別の支援計画を作成しています」とありますが、個別の指導計画は多分、特別支援学級、つまり、個別支援学級とか特別支援学校は義務になっていますし、通級の指導教室も多分やっているのですが、ここに教育支援計画と書いてしまうとちょっと違うのではないかと思います。個別の教育支援計画というのは、もう少し福祉サイドから持ち上がってきたものと私は理解していました。用語の問題か、運用の実績と制度が違っているのかよくわからないので、この辺もチェックしていただければありがたいと、瑣末なところで申しわけないのですが思いました。

私の意見としては、ほかの皆さんがおっしゃったように、本当に学齢後期が大変だというのは、そもそも義務教育でも後半部分が非常に弱いと。教育相談の場で割と頻繁に言われていることは、やはり中学校が一番大変だよねと。つまり、中学校自体が求められている、学習指導要領を3年間で仕上げ進学させるという命題と、子供たちの学び方が多様になっている実態がうまく合っていないくて、教科教育を中心とした中学校が非常に苦戦していると。中学校になってから本当にもう学校へは適応できなくなって、行かれなくなっている。そこのベースは学習にあると私は思っています。

そこが問題なので、そのためには、例えば中学校においてと書いていいかどうかわかりませんが、19ページが一番下に「特別支援教育コーディネーターの機能の強化」と書いてあるのですが、実は小学校ではかなり強化できているのです。というのは、横浜では児童支援専任として専任化されているという、全国でも類のないような、文科省の会議でも取り上げられたような先駆的なことをやっているのだから、それはかなり強化されているのです。もちろん十分とは言えませんが。

問題は中学校です。中学校は、生徒指導の専任はいますけれども、生徒指導の専任がコーディネーターを兼ねているところもたまにあるのですが兼ねていて、つまり違う次元の話をやっているのだから、そこのところを、中学校においてというところをどう書いたらいいか。差しさわりなく書かなければいけないので難しいのですが、一律に小・中学校と書くべきではなくて、義務教育の後期における個の多様性に対する対応が遅れていると書くならわかるというか、そこをとにかくまず書い

て、その次に学齢後期における、特に高校の取組がどうなのか。さまざまな県の取組がありますが、例えば知的障害を持つ発達障害の方を高校に入れるのか入れないのかという議論を県はやっていますけれども、横浜はそれをどうするのか。あるいは、国では特別支援、通級指導教室を法制化して30年から高校に導入していますが、横浜はどうするのか。ちょっと福祉の問題とずれてしまうのですが、そのところが非常にポイントです。

つまり、中学校に入ると子供たちはどこにも相談する場所がなくて、うちのようなどころに来るのです。それが物すごくふえています。彼らが欲しているのは、勉強がしたいということです。子供は点がとりたいとはっきりと言うのです。点がとれないと高校に行けないから、点をとれるような学びの仕方を教えてくれと言って来るのです。それは学校に期待すべきことなわけで、それを民間機関に言うって来るという状況は本当に寒い話かなと思うので、ぜひ中学校は頑張ってくださいということ。そこに実はスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーはいるのです。そここそ強化してほしい。週に1度とか2度ではなくて、子供が悩んだときに子供に実際にカウンセリングしてくれるようなスクールカウンセラーが中学校にいたら子供はすごく救われるというか、発達障害のかかなりの部分のフォローができるのではないかと考えています。その書きぶりを小・中と書かないで、少し分けて、そして高校にも踏み込んでほしいなど。そこここに散見されていますので、ぜひよろしくをお願いします。

(渡部委員長) ありがとうございます。それでは、西尾委員、お願いしていいですか。

(西尾委員) 全体を通してというところでは、やはり各論なのですからけれども、今さらですが、理念とか考え方にかなりウエートを置いているなという印象が全体的にあります。具体的なこういう施策をやってほしいとか、やりましょうとかという文言が余りないなというのが、今さらですけどありました。

細かいところ言えば、8ページのI-4の成人期の課題に対する本人支援の充実のところ、(1)の4行目のところに「発達障害児・者は、これらについて十分に身につけていない場合が多いため」とあるのですが、そのところは可能であれば、「経験していないことへのイメージが持ちづらく、十分に身につけていない場合もあるため」というような文言にしたほうがいいのかと改めて読んで思いました。

(渡部委員長) 8ページのところですね。

(西尾委員) そうです。8ページの現状と課題の、上から5行目のところ。「発達障害児・者は、これらについて経験していないことへのイメージが持ちづらく、十分に身につけていない場合もあるため」という、文章のあれは別にこのとおりにしなくてもいいと思いますけれども、そういうのがあったほうがいいかなと思いました。

それから、大きなIV番の3のあたり、ページでいうと20ページですけれども、先ほど高木先生からもお話があって、今も安藤委員からもお話がありましたが、学齢後期における支援の量的拡大と質的な向上のところでは、ここの中で、全体的には地域移行のところ、高校とか大学から青年期・成人期に入るところの重要性というか、そういうところがもうちょっと膨らませられるといいのかなというのがありました。

具体的に言うとIV-3の(2)の求められることのところで、これは学齢後期障害児支援事業の体制強化についてというテーマなので、そこに載せるのかどうかということが一つありますが、この学齢後期障害児支援事業の体制強化についての、印がついている上から2番目のところ、検討を行うに当たっては地域療育センター、それからこの後に「発達障害者支援センターとの役割分担について」云々と書いてあります。ここに書くのが適切かどうかわかりませんが、教育機関というのもきちんと入れておいていただいたほうがいいのかなと思いました。地域療育センターももちろん小学生までという対象ではありますけれども、学齢後期発達障害児事業もあります、やはり教育機関というのも生徒さんとか子供たちにとってみれば一番メインの機関になるので、ここにもちゃんと教育機関も入れて、3者なのか4者なのかわかりませんが、役割分担について議論を行うというのは明記しておいたほうがいいのかなと思いました。

それとあと最後のところで、VI-2、つまり28ページ、最後のところ。この教育の場と、それから就労の場のところに、ここに入れるのが適切かどうかわかりませんが、個別化されたとか、個別化された支援とか教育という文言があったほうがいいのかなと。多様なというのは出てくるのですけれども、やはり個別化というのが教育時代にはすごく大事だと思うので、それを入れていただけたほうがいいのかなと思いました。

それから、最後の就労の場のところには、最後の文章の「なお、これらの実践に当たっては、必要に応じて発達障害者支援の専門機関と」云々と書いてありますが、これは実際のところはサポステさんもそうですし、若者支援系ですよ。それから、実際に就労支援の事業とかもありますから、「必要に応じて発達障害者支援等の」とするか、あるいは発達障害者支援とか、あるいは若者支援とか、あるいは就労支援などの専門機関と連携した取組が有効ですというふうに加えていただいたほうがいいのかなと思いました。以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。それでは池田委員、お願いしてよろしいですか。

(池田委員) 私は、通しで改めて読んでみて一番感じたことは、どんなライフステージでもという視点は、最初に議論に参加させていただくようになって、ずっと見過ごされてきた人でも、成人期になってからでも取り残されないんだというのすごくありがたく感じました。しかし、そういう視点で改めて読んでみると、やはり

ライフステージを通してと言いながら、何となく想定は30歳くらいまでの感じの印象を受けたというか、最初の仕事、社会に移行するところが成功するのがゴールみたいな、いや、でも、そこから長いしというのがあって、通して読むとそれが一番感じたところですよ。

一番難しいなと思ったのが、8ページの成人期のところで、(2)の求められることの一番上に、社会参加に向けた準備の支援で「成人期までの間に」と書いてありますが、成人期までの間にみんなその先の生き方に向けた準備が整っているはずがないなと。それはもちろん発達障害者でなくてもそうで、そこからまたスタートで試行錯誤が始まるので、幾ら診断が早くにあっても、逆に全然なくても、そこから苦勞する人は多いのです。なので、成人期までの間ではなくて、青年期もその先も通じて、いろいろ自己理解を深めたりというのもやっつけていかなければいけないと思います。あとは、せつかくそういうふうに広い視野で捉えたこういうまとめになるのであれば、もっと先まで見ているよ、意識しているよという意味でも結婚とか子育てとか、介護とか老後とか、ボリュームは少なくてもいいのですが、ワードが入っているほうが人生全部を視野に入れているなというニュアンスが出て、いいものになるのではないかという印象がありました。

そう考えると、最初、社会に入ったときは、障害者雇用枠でもそうでなくても安い給料でもいいのですが、やはり30代、40代の方の支援になってくると、一生懸命自己理解をしたり、特性があるなと思って手帳を取ったりしても、お給料が安過ぎて、結局クローズで、一般雇用に行つてうつになるというようなことが実はあります。なので、そこまで見据えるとやはり雇用環境、あとは生活保障というところも課題になってくるのかなと。成人期のもっと上のところも視野に入れているといいのではないかというのが一番の印象でした。

もう一つはちょっとしたことで、11ページに、適切な支援を受けられない要因として考えられることが、枠の中に箇条書きで書いてあります。支援機関の連携と役割分担、大項目Ⅲのところ「適切な支援を受けられない場合の、要因として考えられること」の中に、私としては支援者の一人としてここに参加している以上は、やはり支援者の責任というのも1点入れたい気持ちがどうしても拭えません。もしかしたらこの趣旨ではないのかもしれませんが、適切な支援を受けられない場合に支援者の未熟さといいますか、そのせいで支援から遠のく人は絶対いると思います。やはりそこを入れずに、本人が気づいていないからという感じだけけど、私としては何か気持ち悪いなという気持ちがしましたというところですよ。以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。平田委員、お願いしてよろしいですか。

(平田委員) 前回、大学の授業とバッティングしておりましたので欠席させていただきましたものから、今回ファイルで頂戴いたしまして、今年度の最初には、委員の皆様からご意見を承って、それを紙に書いてぺたぺた張っていくということをしました。あのとき、これが本当に今年度内にまとまるのだろうかと思ったのですけ

れども、事務局の皆様、それから委員長にご尽力いただきこういう形になったというのは、本当に素晴らしいことだと思って改めて感謝を申し上げたいと思います。

私は特に就学前の子供たち、それから養成システムの中におりますので、そういった観点で幾つかお話をさせていただきたいと思います。総論のところではやはりスペクトラムの考え方ですとか、いわゆる連続性という発想の記述というのが、図なり文言で必要なのかなというふうに考えたところです。確かに行政サイドからの答申ですので、法令上はこういう形なのですが、ここはやはり何かしらの記述をぜひお願いしたいところだと思います。

それから、総論の後段のところ、繰り返しになるのですがけれども、当事者本人の皆さんに生きづらさというのもあるのですが、もう一方で、いわゆる通常の社会の皆さんから発達障害を持っている皆さんを見たときに理解のしにくさという、それまでおつき合いをしていたタイプではない皆さんと出会って違和感とかを持つところがあるのではないかと思います。ですから、もちろん社会の変化という部分もあろうかと思うのですが、それまでおつき合いをしたことがないタイプの皆さんと出会う機会がふえてきているということも一点あるのではないかなと、これを拝見して思いました。

それから、各論のほうでございますけれども、全般を通して大体、全体的なところは網羅していただいているのではないかと思います。確かに今後、地域療育センター、発達支援センターがどういうふうに役割、機能を変えていくのかというのは、かなりこれからのことかと思うのですが、1点あります。最後に、いわゆる障害理解にかかわる部分なのですが、先ほども連続性、スペクトラムというお話をさせていただいたのですが、最近ちょっと気になるのは、いろいろな事件とか裁判の報道で、例えば発達障害の長男を云々というようなものがございました。それから、私どもも例えば職場でうまくいかなかった新卒の卒業生に対して、どうも発達障害の傾向があるからとってお話を聞いてみると、決して発達障害ではなくてという事例があります。

最初のほうで幾つか先生方からいろいろなお話があったかと思うのですが、いわゆるつき合いにくい皆さんのことを発達障害という枠組みに押しはめて安心してしまふ、安堵してしまう、そういう傾向が、何となく一方で社会的な見方の中にあるのではないかという危惧がございます。そうすると、障害理解というところで正確に発達障害についてご理解いただくことも必要なのですが、場合によったらあれ？と思う報道などがあります。あれ？というのは、記述に対してチェックを入れていくというようなことも、今後必要な役割として担わざるを得ないのかなと考えております。おおむね以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。この後また時間まで追加のご意見をいただきたいと思いますが、私のほうから少し2点ほどよろしいでしょうか。

1点は、IVの支援体制の強化・充実というところの2です。学齢期支援の強化というところの中で、横浜型センター的機能という文言が何カ所か出てまいります。現状という課題というところの中で、「活用方法が全ての学校に浸透しているとは言えない」という記述に対して、求められること、19ページの部分が、例えば黒の2番目のところは、「引き続き気づき力アップのため、横浜型センター的機能の活用を促進していくこと」となっています。活用が進んでいないと言いながら活用を促進していくことという書き方も、今後、横浜型センター的機能という一つの特徴づけをすとしたときに、これがより浸透していくために、どういうふうに関後工夫していったらいいかというあたりでもう少し展開をご示唆いただいたほうがいいかなと思ったことが1点です。

もう一点、27ページの理解促進という中で、小学校・中学校・高校で「交流及び共同学習」という記述があります。実は発達障害の方の交流及び共同学習のあり方をどう進めていくのかというあたりは、かなり丁寧に考えていかないといけないところかなと思っています。交流及び共同学習のガイドラインがどこまで踏み込んでいるかということはあるかと思うのですが、実際にはそういった交流及び共同学習で苦労してきたということも聞かれます。このあたり、学齢期における理解促進の方法については、どう取り組んでいくかということも今後ご検討いただきたいというのがあります。私からということで2点お伝えさせていただきました。

今までのところに関して、事務局で何かこのあたりというのはございますでしょうか。ちょっと気になっているのは、0次支援という言葉は、何回か前のところで、できるだけ身近な中で気づきを高めていくのは改めて大切になると、坂上委員のご発言ではないのですが、ありました。そういったことを何か、1次、2次、3次というのがあるから、そういった意味では平場ということで0次かなというような展開で、そのときはかなり盛り上がったような感じがします。そういった今回のアイデアも、より正確に伝わっていくようにということが必要かなと思いますので、そのあたりの文言をどう整理するか、意図はもちろんあり得ると思うので、そのあたりも含めて、全体的に各委員からの課題を受けとめていただければいいと思います。

残り時間があと15分くらいになってしまいましたので、改めてこの今ご発言いただいた部分に追加とか、あるいは別の部分とかでご意見を賜ればと思います。委員の方、いかがでしょうか。

(小川委員) もともとこの検討会がリニューアルされてスタートした段階で、横浜はいろいろな資源はありますよと。ただ、それが個々に存在してしまって、うまく使われていません、機能していませんというところが比較的中心というか、それは課題として大きいよねということだったと私は思っています。一方で、今回コーディネート機能というのは、どちらかというとコーディネーター的な、コーディネートということが矮小化されてしまっていて、機関のコーディネートというのはもと

もとどこがやるのかという話があったと思います。それをこの段階からまたやっていったら、答申はいつになるかわからないということになります。

ただ、附帯として、例えばですけれども、発達障害者支援センター、でも370万だよという、それを前提とした、例えば発達障害者支援センター横浜型ではないですけれども、どういうふうにやっていくのかというようなこと。あるいは、西尾さんのところが全部コーディネートしてねというわけではないですけれども、先ほど言ったライフステージで何かあったときにスムーズに相談でき対応できる、そういったものを形づくっていくといったときには、誰かがそれをモニタリングをしながら、今ここが足りないよねとか、こういうことを次にやっていかなければいけないよねということをし続けないと、できないのではないかと私は思います。

そういう役割、それは実務ではなく、どちらかというところリサーチして企画していくというようなこと。それを障害企画課がやり続けてくれるというなら、それはそれなのですが、とはいえ、そういうものも今後つくらなければだめだよという附帯みたいなことを、ぜひコーディネーターというところに矮小化するのではなくて、370万を前提としてこれだけのリソースがあるものをどうコーディネートするかというところは触れておいてほしいなと思いました。

それと済みません、もう一点なのですが、これも昨年度のときにお話したように、医療が徹底的に足りないのです。これは高機能だけではなくて、知的障害あるいは知的の遅れのある発達障害の方に対する医療、青年期・成人期医療が決定的に足りていないのです。その中で発達障害についての医療などということは、とてもとてもそこまで手が伸ばせないというのが現状だと思います。そうすると、そのときにもお話したと思いますが、発達障害についてやはり医療も必要です。その医療を担保するためには、今、決定的に足りていない部分を、民間の力をどう活用するかも含めて本当に徹底的に考えないと、そのうち破綻するよということではないかと思しますので、直接的な行政施策として考えていただきたいということで、これも載せられないかと思っております。済みません、長くなりました。

(渡部委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。安藤委員。

(安藤委員) 小川委員にお聞きしたいのですが、それは12ページの上の図の中にどういうふうに位置づけられるのか。それができるのですか、できないですか。

(小川委員) 多分できません。この図はやはり従来型の知的障害の方々の支援なのだと思います。ここに携わっているところも大体そういったような法人さんが多いのだと思います。そこ次元というかノウハウが違うということ、どうやってイメージしながらやっていくのかということではないかと思ます。そうするとやはり、発達障害者支援センターというものがイメージされてしまうわけです。

(安藤委員) 済みません、1つだけ。そう思うと、この機関というのはすごく違和感があって、実は私は教育相談を受けるときに、お母さんたちは皆さん結構ネットで調べて、キーワードを入れて自分の家の近くにあるいろいろな事業所さんでヒッ

トしたものを持ってきて、ここ、いいですかね、悪いですかねと、あちらから私に聞かれるのです。私もよくわからないからまたネットでよく調べると、これは横浜市の委託事業でやっているからちゃんとしたところだと思うよとか、そういう返事しかできないので、そういう立場、だからお母さんお父さんでもいいのでご家族目線から見ると、機関と書いてあるこれは多分例なのでしょう。

私からすると今、小川先生が言ったことはすごくわかって、例えば昔からある西尾先生のところは、私は名前はよくわかっているのですけれども、それ以外のところは何かわかりにくいです。その次元の違うものが皆一緒くたになってこの機関というところに書いてあると、例として出しているのか、それとも何か仕組みなのかよくわかりません。これはちょっと見にくいので整理して、この右側は要らないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。済みません、何か素人的な発想なのですけど。

(渡部委員長) ご意見としてしっかり言っておいてください。見にくいと。わかりにくいと。

(安藤委員) 素人から見るとわかりません。

(渡部委員長) そうですか。寺田委員、いかがですか。

(寺田委員) 確かに今回の定義を基本にすると、軽度の知的障害もしくは知的障害を伴わないというそもそもの前提があるのだとしたら、この図は必ずしもマッチしているとは言いがたいと思います。ですから、そういう方が見ても、ここに行けばいいんだなと視覚から入ってうまく誘導できるような機関がきちんと書いてあるべきだと思うのですが、その辺よろしくお願いします。

(佐渡課長) ちょっとだけ補足してよろしいですか。

(渡部委員長) どうぞ。

(佐渡課長) ここに書いてある相談支援機関は、先ほど小川委員から話があったとおり、もともと社会資源はいろいろあるよねと。だけど、今回対象としている方々に対してそれぞれがどういう役割がとれるのか。もしくは今ある、ここに書かれている相談機関ではなくて、またプラスアルファのいろいろなところがということで、0次支援という言葉も出てきているということで、今、横浜にはいわゆる障害者、3障害の、障害のある方々に対しての相談支援機関としては、こういう体系でこのようにありますということなのです。でも、発達障害の今回対象としている方々には、これでは十分ではないのではないかと皆様からもご議論があって、次のページの0次支援という言葉も出てきたのではないかと考えています。ただ、わかりにくいということであれば考え直します。

(渡部委員長) そこに掲載している意図がつかみにくかったというのが、正直私にはあります。打ち合わせのときにもあったのが、それが出てくると現状よりも、どちらかというとそういう方向でという感じで読み取ってしまう部分があります。そのあたりは、できるだけうまく伝わっていくような示し方が必要かなと思いますし

た。あとは小川委員がおっしゃったように、もともと横浜というところの特性というのでしょうか、多くの専門的な機関がある中で、その機関連携はどう、もう一步踏み出していくのかというあたりを、今の部分でどこまで書けるかというのはあるのだけど、やはり示していかないと、もともとの議論のスタートに対する何ら示唆ということがないのも課題かなと思うので、それも考えないといけないと思います。

医療のところも実は本文が薄いのですよね。やはりなかなか書き切れないのはあると思うのですが、そこも必要などころではないかと思います。ありがとうございます。今の西尾委員のあれは大丈夫ですか。

(西尾委員) 喫緊の課題となっているものについては、もうちょっと具体的なものが載っていたほうがいいかなというのは思うところです。

(渡部委員長) 事務局、どうでしょうか。

(西尾委員) 皆さんが模造紙にいろいろ附箋で張ったりして、その中でこれは喫緊だねと言って選び抜いたのが、この幾つかのものだと思います。仮にこの喫緊と挙がっているもののうちのさらなる喫緊があるとすれば、そこにより具体的なものがあるといいなと思います。もうあと1回しかないなので、申しわけないです、このタイミングで言うべきことではないと思います。

(渡部委員長) おっしゃることはよくわかります。よろしいですか。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。随分まとめられてきている中で、次回残り1回ということを考えていく上で多くのご意見をいただいたかと思います。事務局への確認ということになりますが、基本的には今回のご意見を踏まえつつ、次回が検討委員会としては最終回という受けとめ方でよろしいでしょうか。

(佐渡課長) はい。

(渡部委員長) 次回は、このご意見を踏まえて答申の案ということになるのでしょうか。

(佐渡課長) はい、そうです。

(渡部委員長) では、答申案をご検討いただく形になるかと思います。その間に多分また、委員の方々に対してご相談したり、ご意見を伺ったりということにもなるかと思いますが、引き続きご協力いただきたいと思います。

それでは、以上で議事としては終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。それでは事務局、よろしくお願いします。

その他

(田辺係長) 皆さん、本日は活発な議論ありがとうございます。そして、つたないマイク運びで失礼いたしました。次回の検討委員会についてお知らせしたいと思います。事前にお知らせしておりますが、次回は来年の2月12日水曜日の15時～17時に開催いたします。場所は済みません、きょうわかりづらかったかもしれません

	<p>が、次回は関内の関内中央ビル3階、3A会議室というところで開催いたします。次回は、現在の任期中の最後の検討委員会ということになります。次回は答申案を完成させて、本体の施策推進協議会に提出するに当たっての最終的な内容確認ですとか、昨年度の報告書ですとか、今年度これからつくっていく答申について話し合ってきた内容を次期の検討委員会にどうつなげていくかとか、そういったところのお話し合いができればよろしいかなと思っております。</p> <p>それから、今、委員長からもお話がありましたが、今回話し足りなかった点などももしかしたらあるかもしれません。我々のほうでもきょうの意見を踏まえて、追加というか詳しくお伺いしたいような場面もあるかもしれません。それはおつき合いいただけたらと思います。もし伝え切れなかったようなご意見が皆さんありましたらお寄せいただきたいのですが、作業の都合も考えまして、申しわけないのですが一旦、年明け1月8日ぐらいをめどにメールなどで事務局宛てにお送りいただくと、何とか頑張って反映できるのではないかと思います。</p> <p>それから、きょうご指摘いただきました内容につきましても、必要に応じて各委員にお伺いすることもあるかもしれませんが、基本的には次回に向けてというところで行きますと委員長と事務局で、今回いただきました意見につきましての反映作業をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただけたらと思います。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の第50回検討委員会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート ・資料2：答申の構成について（案） ・資料3：答申書（案）第3章 <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回は、令和2年度2月12日（水）15～17時、関内中央ビル3階3A会議室にて開催予定